

2026年度版

知的障がい児者・発達障がい児者(自閉症児者を含む)のための

生活サポート 総合補償制度

生活サポート協会は知的障がい児者・発達障がい児者(自閉症児者を含む)の暮らしを支援します。

普通傷害保険(特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、
職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

全国生活サポート協会は「表現活動」を支援しています。

2025年度「アールブリュット作品展」において、1,081作品の応募があり、

130作品を当会ホームページ「お知らせ」に掲載いたしました。

全国の生活サポート協会にて投票を行い、票の多かった4作品を入賞といたしました。

(※作品作者名 敬称略)



きょうりゅう、おおきいな
杉原 和成(福井県)



旅行の集合写真
佐藤 隆信(神奈川県)



あれ?みんなヘビに
なっちゃった!
斉藤 諒(山形県)



馬
あつし(大阪府)

アール・ブリュットとは 「生(き)の芸術」というフランス語。正規の美術教育を受けていない人による、何ものにもとられない表現

一般社団法人全国生活サポート協会
とびうめ生活サポート協会

ご加入の皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、必ず事前にご一読ください。
特に、「保険金をお支払いできない主な場合」など、皆様にとって不利益な情報が記載された部分については、その内容について必ずご確認ください。

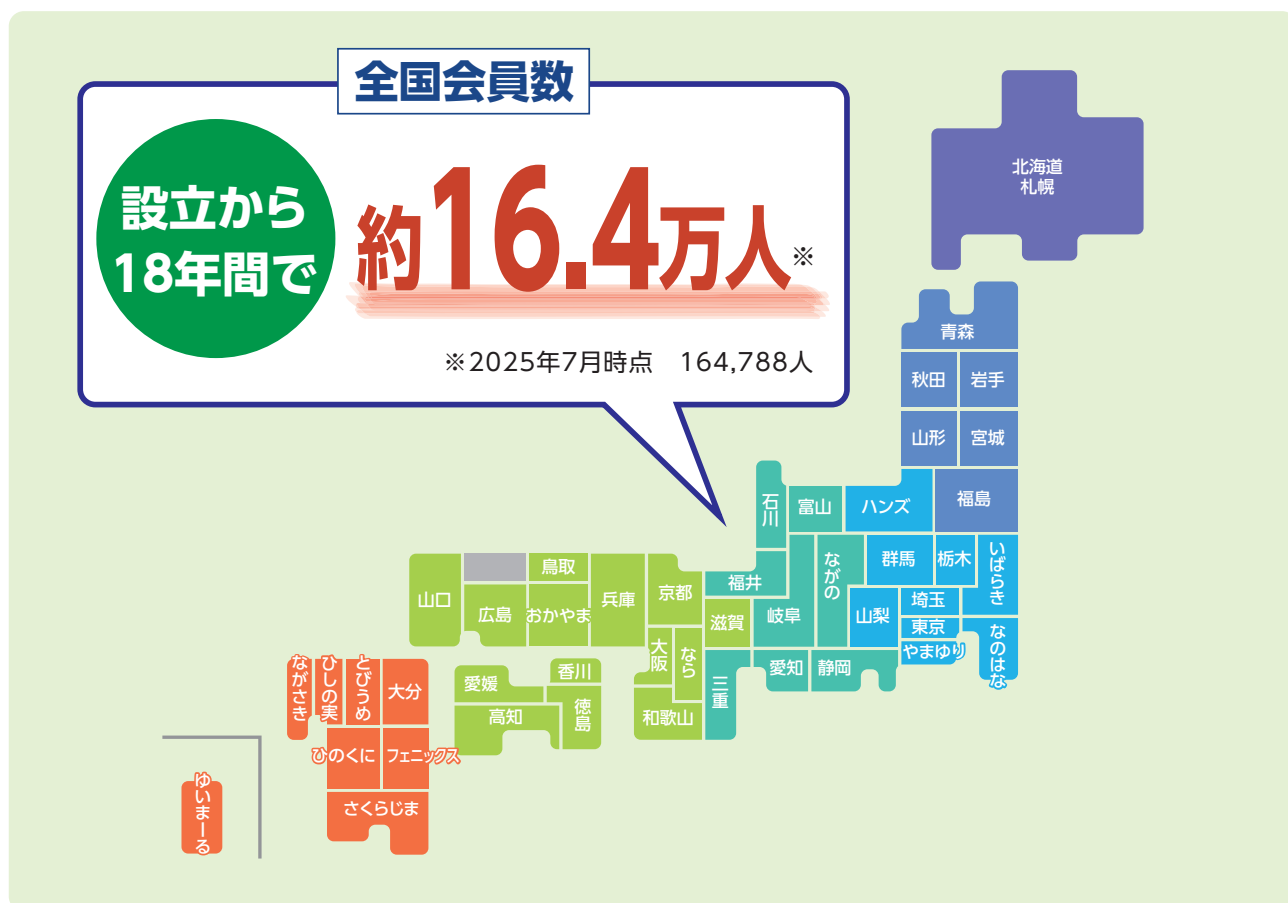
全国生活サポート協会とは…

一般社団法人全国生活サポート協会は、2006年(平成18年)11月に、知的障がい児者・自閉症児者とその家族の生活上での**安全・安心と福祉の増進に寄与する事**を目的として設立されました。

現在当会は、知的障がい児者・発達障がい児者(自閉症児者を含む)の**日常生活に関わる相談支援事業、就労に関わる相談支援事業、権利擁護に関わる相談支援事業の3事業を実施しています。**

助け合うという**互助の精神**を柱に、知的障がい児者・発達障がい児者(自閉症児者を含む)の皆さまをかけがえのない存在として捉え、より豊かな生活が送れるよう支援しています。

全国での詳しい活動内容については、当会のホームページ(<https://zensapo.jp/>)をご覧ください。



当会にご入会いただくと、病気やケガによる入院や賠償事故などを補償する「生活サポート総合補償制度」をご利用いただけます。

特 長

- 1 入院給付金は**既往症や、てんかんも補償**
- 2 個人賠償(本人のみ)は**最高3億円**まで補償
- 3 入院時に保護者(介護人を含む)の**付添や介助**が必要になったとき、**日額**をお支払いします。(補償プランA・Bのみ)
- 4 **虐待などの被害事故・逮捕・勾留に対応するための弁護士費用**を補償。(補償プランB・Cのみ)
- 5 **就労中**(※)の**トラブルも補償**(補償プランCのみ)(※就労移行支援・就労継続支援A・B型も含む)
- 6 **年齢にかかわらず**、知的障がい児者、発達障がい児者(自閉症児者を含む)の方であれば**ご加入**いただけます。
(ただし、補償プランBは2026年4月1日時点で0歳～64歳まで)
- 7 **24時間安心補償** 日常生活におけるケガや病気による入院を補償します。
- 8 施設等が管理する財物を壊してしまった時の修理費として、**保険期間を通じて50万円まで補償**

個人賠償責任補償(本人のみ)、施設等管理下財物復旧費用について

1. 個人賠償責任補償(本人のみ)の保険金ご請求時に、法律上の損害賠償責任の有無を確認させていただきます

個人賠償責任補償の保険金ご請求時に、引受保険会社にて「法律上の損害賠償責任の有無」について、以下①、②の確認を実施させていただきます。

- ① **被保険者本人に責任能力があるかどうか**
- ② (上記①で被保険者本人に責任能力がないと判断され損害賠償責任を負わない場合) **法定の監督義務者に「法律上の損害賠償責任」が生じるかどうか**

2. 個人賠償責任補償(本人のみ)の対象となる事故は、「被保険者本人が発生させた事故」に限定します

- ・ 個人賠償責任補償について保険金のお支払いの対象となる事故は **被保険者本人が発生させた賠償事故** に限りません。
- ・ 本人が **未成年者または責任無能力者である場合** には、法定の監督義務者等が法律上の損害賠償責任を負う場合に、保険金をお支払いします。
- ・ 被保険者本人の親権者、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子などが発生させた事故は、**補償の対象外** となりますのでご注意ください。

3. 施設財物を壊してしまった場合の修理費を補償する「施設等管理下財物復旧費用」を全てのプランで補償します

【「施設等管理下財物復旧費用」補償概要】

日常生活中に、被保険者本人が施設の壁や窓ガラスなどの施設管理財物を損壊した場合、**法律上の損害賠償責任有無を問わず**、修理するために要する費用(注)について、保険期間を通じて50万円を限度にお支払いします。

(注) 施設等に発生した損害のうち被保険者本人の責任に相当するものとして、引受保険会社の認める額とします。

対象プラン	全てのプランで補償されます
保険金額	50万円(保険期間通算限度額)
自己負担額	0円



入院給付金(①②③)の補償開始について

入 院 期 間		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	30日目	
入院4日目から 補償プランA		補償しません		4日目から補償開始!!				
入院2日目から 補償プランB		補償しません	2日目から補償開始!!					
入院2日目から 補償プランC		補償しません	2日目から補償開始!!					

＊ ご加入に際して健康診断や、医師の診察は必要ありません。

補 償 内 容		補償項目		ご加入年齢 0 歳 ～ 補償プランA	ご加入年齢 0 歳 ～64 歳★ 補償プランB	ご加入年齢 0 歳 ～ 補償プランC
入院した時の補償 病気やケガで	入院給付金 (既往症、てんかん発作などによる入院も対象) 被保険者が病気やケガの治療(治療のための検査を含む。)により、補償期間中に開始した入院が補償の対象となります。 (ご注意) ・①付添介護保険金は被保険者の年齢や心身の状態等により必要となる付添または介助が補償の対象となります。お見舞い等は対象となりません。 ・②差額ベッド費用は、本人のみ対象となります。付添ご家族のベッド代は対象外となります。 ・④入院一時金は、①付添介護保険金、②差額ベッド費用、③入院諸費用のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院についてはお支払いできません。 ・④入院一時金の単独でのご請求はできません。	①付添介護保険金 3時間以上の付添介護を受けた日 1 日につき	病気 ケガ	入院4日目から	入院2日目から	入院2日目から
		②差額ベッド費用 差額ベッド代が生じた日 1 日につき	病気 ケガ			
		③入院諸費用 入院 1 日につき	病気 ケガ			
		④入院一時金 1 入院につき	病気 ケガ			
ケガをした時の補償	ケガの補償 (事故日を含めて180日以内が対象) ■被保険者が補償期間中にケガを被った場合が補償の対象となります。 ■入院保険金・通院保険金ともに1日目から対象となります。 ■地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合も対象になります。 (地震・噴火・津波危険補償セット) (ご注意) ・急激性のない自傷行為は補償の対象となりません。 ・てんかんを含む脳疾患や疾病・心神喪失によって生じたケガは補償の対象となりません。 ・⑦入院保険金は「入院給付金」①②③④とは別にお支払いします。 ・死亡保険金の受取人は法定相続人となります。	⑤死亡保険金	ケガ	100,000円	100,000円	500,000円
		⑥後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて	ケガ	4,000～100,000円	4,000～100,000円	20,000～500,000円
		⑦入院保険金 入院 1 日につき (180日限度)	ケガ	3,000円	5,000円	5,000円
		⑧通院保険金 通院 1 日につき (90日限度)	ケガ	2,000円	3,000円	3,000円
与えた時の補償 他人に損害を	個人賠償責任補償 (本人のみ) ※1 日常生活中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物※2に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合が補償の対象となります。 (ご注意) ・被保険者が法的な賠償責任を負う場合に限りです。被保険者の範囲は補償概要をご参照ください。 ・保険金は、被保険者が負担する損害賠償の責任の割合に応じてお支払いします。同一の被保険者が、特定の行為を繰り返し行う場合等、事故の発生を予見でき「偶然な事故」といえない場合は、補償の対象となりません。	⑨手術保険金 1 事故につき 1 回	ケガ	30,000円(入院中) 15,000円(入院中以外)	50,000円(入院中) 25,000円(入院中以外)	50,000円(入院中) 25,000円(入院中以外)
		⑩個人賠償責任補償(本人のみ) 1 事故あたり支払限度額		1 億円	3 億円	3 億円
		⑪施設等管理下財物復旧費用		保険期間通算限度額 500,000円 (自己負担額なし)	保険期間通算限度額 500,000円 (自己負担額なし)	保険期間通算限度額 500,000円 (自己負担額なし)
		⑫損害賠償請求費用 1 事故あたり支払限度額	被害事故	—	200万円 5万円 1万円	200万円 5万円 1万円
施設等管理下財物に損害を 与えた時の補償	施設等管理下財物復旧費用 日常生活中に偶然な事故により被保険者本人が入所または通所する施設等の物に損害を与えて、本人が施設等に支払う修理するための費用が補償の対象となります。 (ご注意) ・被保険者の範囲は補償概要をご参照ください。 ・修理するための費用は、施設等に発生した損害のうち被保険者本人の責任に相当するものとして、当社の認める額をお支払いします。	⑬法律相談費用 1 事故あたり支払限度額 (1 回1万円限度)	被害事故	—		
		⑭弁護士接見費用 1 事故あたり支払限度額		—		
		⑮被害者見舞・治療等費用 (ア)見舞金、見舞品購入費用 被害者死亡の場合…10万円限度 被害者入院の場合… 2万円限度 (イ)被害者の医療処置、入院費用等 (ウ)葬祭費用		—		1 事故につき、合算して 10万円限度 自己負担額(3,000円)
弁護士費用等の補償	弁護士費用等補償 補償期間中に発生した被保険者への「被害事故」に対して、弁護士、司法書士、行政書士への「⑬法律相談費用」や、「⑭損害賠償請求費用」をお支払いします。 また、補償期間中に被保険者が逮捕・勾留された場合の「⑭弁護士接見費用」をお支払いします。 (ご注意) 購入した物品が10万円以下の場合(消費者被害)や、初年度の加入日から180日以内に発生した虐待等、補償の対象とならない場合がありますので、詳しくは補償概要をご確認ください。	⑯損壊財物復旧費用		—		
		⑰疾病葬祭費用保険金 支払限度額	病気	100,000円	100,000円	—
		掛金(1年間)		24,270円	30,170円	26,960円

※1 施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。「被保険者」(補償概要をご参照ください。)に該当する方がいない場合には、保険金をお支払いできません。詳しくは取扱代理店・扱者へお問い合わせください。
※2 他人の物でも、預かったり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。
注) 個人賠償責任補償、弁護士費用等補償などの補償について、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。
注) 被保険者が受け取るべき保険金がある場合で、かつ被保険者が亡くなられた場合、保険金の受取人は法定相続人となります。

注) 掛金には会費(制度運営費)が含まれています。
注) 補償プランの各補償項目に「－」と記載がある場合は、補償の対象外となります。

★2026年4月1日時点で満65歳以上(昭和36年4月1日以前に生まれた方)の場合、補償プランBにはご加入いただけません。
＊「就労」には、就労移行支援および就労継続支援A・B型を含みます。

例えば…

こんな時に
お役に立ちます。

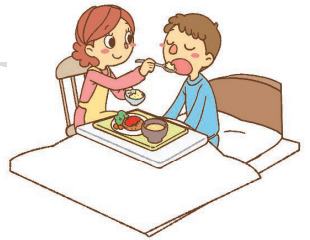
入院給付金

嘔吐や腹痛の症状があり受診したところ、
腸閉塞とわかり13日間入院した。
個室を利用し、母親が1日6時間程度付添介護にあたった。

入院2日目から
補償
プラン[®]
Bの場合

①付添介護保険金	8,000円×12日＝96,000円
②差額ベッド費用	3,000円×12日＝36,000円
③入院諸費用	1,000円×12日＝12,000円
④入院一時金	6,000円

お支払
保険金合計 **150,000円**



個人賠償責任補償(本人のみ)

自転車で35歳男性と衝突し、
男性は脳挫傷を負い、**自転車事故も対応**
終身常時介護が
必要となった。
1億3,000万円の賠償。



補償プラン[®]B・Cの場合

お支払
保険金合計 **1億3,000万円**

個人賠償責任補償(本人のみ)

大きな音に驚き
手を振り回したため、
近くにいた女性の
眼鏡を壊してしまい、
損害賠償責任を負った。



お支払
保険金合計 **30,000円**

職業従事中事故対応費用補償

思い通りにならず
勤務中に会社ノートPCの
上蓋を強く閉め、
液晶画面を
破損させてしまった。



補償プラン[®]Cのみ

お支払
保険金合計 **100,000円**

ケガの補償

ガラスに衝突して
顔に裂傷を負い、
10日間通院した。



補償プラン[®]B・Cの場合 ⑧通院保険金
3,000円×10日＝30,000円

お支払
保険金合計 **30,000円**

弁護士費用等補償

不当に解雇されたため、
弁護士に相談し
損害賠償を請求した。
(不当解雇)



補償プラン[®]B・Cのみ

お支払
保険金合計 **350,000円**
(損害賠償請求費用)(法律相談費用)

施設等管理下財物復旧費用

パニックになってしまい
施設の窓ガラスを
割ってしまった



お支払
保険金合計 **200,000円**

Q & A よくあるご質問をご紹介します。

Q 既往症で入院しても、
入院給付金の支払い対象に
なりますか？

A はい。先天性の疾病に起因する病気や、
てんかん発作による入院なども
支払いの対象となります。

Q 公的医療制度により治療費を
負担しない場合でも、「ケガの補償」や
「入院給付金」は支払い対象になりますか？

A はい。通院・入院したという事実に対して
お支払いいたしますので、
ご請求いただけます。

Q 加入依頼書の所属欄には何を記入するのでしょうか？

A ご本人が通われている会社名や、日中活動をされている施設名・作業所名を記入してください。
2か所に通われている場合どちらか1つをご記入ください。

Q 加入する際に医師の診察などが
必要ですか？

A いいえ。
医師の診察は不要です。

加入依頼者(申込人)

保護者(または成年後見人等) ※後見人等の法定代理人が加入手続きを行う場合、後見人等であることがわかる公的書類もご提出ください。

被保険者(補償の対象者)

知的障がい児者または発達障がい児者(自閉症児者を含む)

補償期間(保険のご契約期間)

2026年4月1日から2027年4月1日午後4時までの1年間 ※次年度以降、口座振替により自動的に継続されます。

加入方法・掛金

新規加入(4月1日午前0時補償開始)

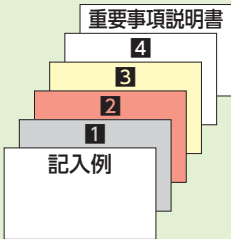
入会申込書兼加入依頼書にご記入・ご署名の上、**1・2・3**を事務局へお出しください。
(**4**はお客さま控です。)
掛金は口座振替となりますので入会申込書兼加入依頼書の金融機関欄もご記入・ご捺印ください。

- 入院4日目から補償プランA／掛金… 24,270円(保険料 21,770円)
- 入院2日目から補償プランB／掛金… 30,170円(保険料 27,670円)
- 入院2日目から補償プランC／掛金… 26,960円(保険料 24,460円)

口座振替日：5月12日(金融機関が休日の場合は翌営業日)

締切日：3月10日

[継続加入の口座振替日:毎年5月12日(金融機関が休日の場合は翌営業日)]
5月上旬に加入者証兼振替案内が加入者住所に送付されます。



中途加入(5月1日以降に加入される場合)

入会申込書兼加入依頼書にご記入・ご署名の上、事務局へお出しください。
お振込み掛金は、下記掛金表の太字の金額となります。 例)補償プランA 5月加入⇒21,770円
詳しくは、事務局までお問い合わせください。

【補償期間：加入日(毎月1日午前0時)～2027年4月1日午後4時】

加入日の翌月上旬に加入者証が加入者住所に送付されます。

加入日	掛金表(保険料)					
	入院4日目から補償プランA	入院2日目から補償プランB	入院2日目から補償プランC			
5月1日	21,770円 (19,430円)	27,040円 (24,700円)	24,350円 (22,010円)			
6月1日	19,880円 (17,690円)	24,660円 (22,470円)	22,220円 (20,030円)			
7月1日	17,940円 (15,910円)	22,250円 (20,220円)	20,050円 (18,020円)			
8月1日	16,010円 (14,130円)	19,830円 (17,950円)	17,890円 (16,010円)			
9月1日	14,100円 (12,380円)	17,430円 (15,710円)	15,730円 (14,010円)			
10月1日	12,180円 (10,620円)	15,050円 (13,490円)	13,580円 (12,020円)			
11月1日	10,250円 (8,840円)	12,640円 (11,230円)	11,420円 (10,010円)			
12月1日	8,320円 (7,070円)	10,240円 (8,990円)	9,260円 (8,010円)			
1月1日	6,410円 (5,310円)	7,850円 (6,750円)	7,110円 (6,010円)			
2月1日	4,480円 (3,540円)	5,430円 (4,490円)	4,940円 (4,000円)			

※加入日が3月1日の設定はありません。

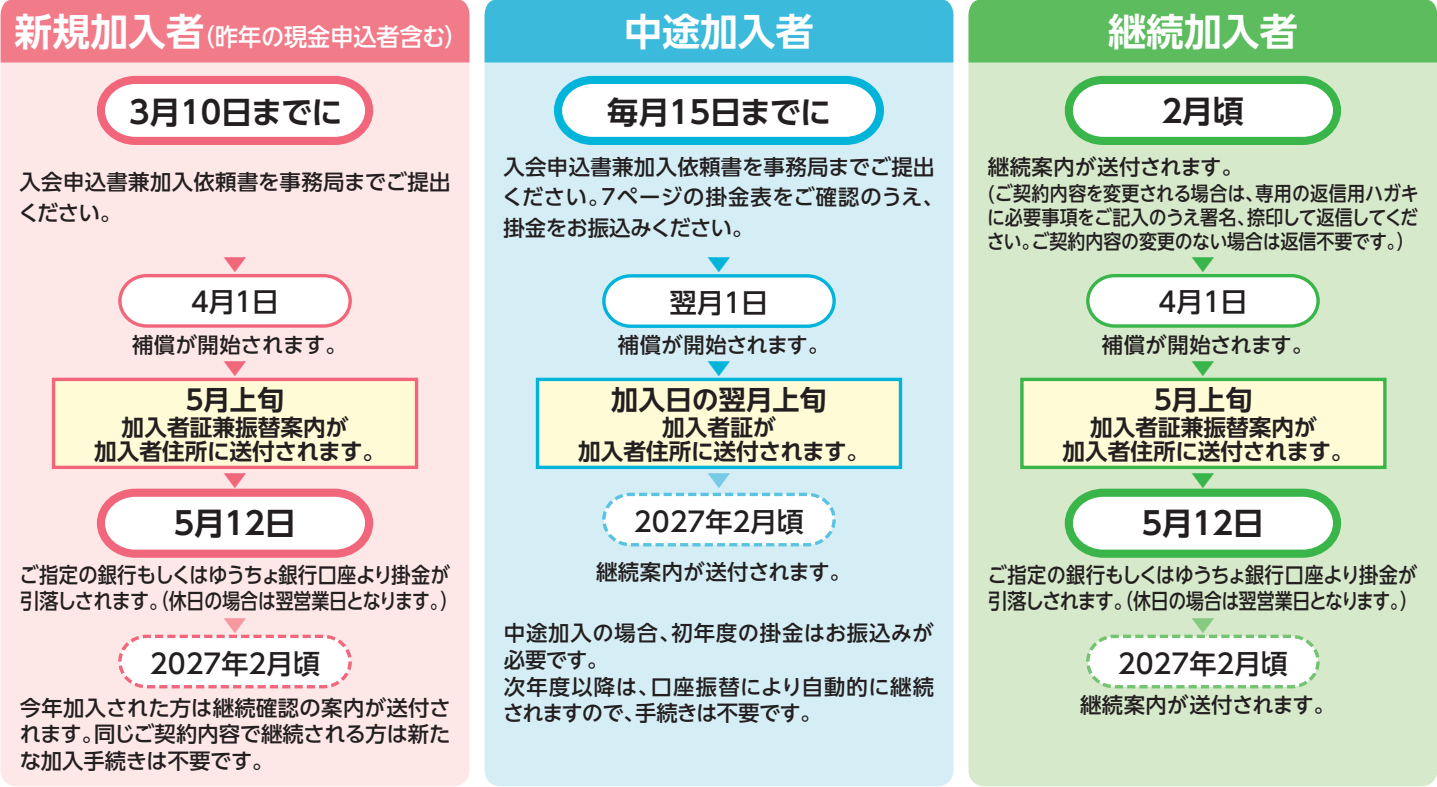
*当制度に保険期間の途中で加入した場合、入院給付金(4ページ)のお支払い対象期間は下表のとおりとなります。病気による入院については、ご加入日(補償の開始日)からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した入院がお支払いの対象となりますのでご注意ください。

	中途加入日(補償開始日)	30日	
病気による入院	×	×	31日目以降に開始した入院がお支払いの対象です。(ただし所定の要入院日数以上の入院の場合)
ケガによる入院	×	○	中途加入日以降に発生したケガによる入院がお支払いの対象です。

用語の説明

ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を除きます。 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。 ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
被保険者	保険の対象となる方または保険の補償を受けられる方をいいます。
保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額（ご契約金額）で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。

【ご加入の流れ】



保険金請求の流れ

補償期間中にこの制度の対象となる事故(ケガや病気、個人賠償事故等)にあわれた場合は、担当代理店・扱者または引受保険会社に事故発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生状況およびケガや損害の程度についてご通知ください。その後の手続きについてご案内します。正当な理由無くご通知をいただけない場合などには、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いしますので、ご注意ください。

次の場合、下記へご連絡ください。

- (1) 後日お配りする加入者証の記載内容に変更があったとき(例えば住所変更など)
 - (2) 保険の内容あるいは手続きについてのお問い合わせ
 - (3) 団体の構成員(会員)でなくなった場合(補償を継続できなくなるため)
- ・引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。
 - ・契約者である団体は、入会申込書兼加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。引受保険会社における個人情報の取扱いについては、重要事項説明書にてご確認ください。
 - ・このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細については担当代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

加入に関するお問い合わせ先

■事務局

(加入依頼書等送付先)

とびうめ生活サポート協会

〒871-0926 福岡県築上郡上毛町大字原井84-1
月の輪学園内

TEL:0979-72-1466 FAX:0979-72-1467

受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

補償に関するお問い合わせ先

■担当代理店

ジェイアイシー九州

〒810-0001 福岡市中央区天神4-6-7 JRE天神クリスタルビル14階

TEL:092-791-7561

FAX:092-791-7562

受付時間:午前9時～午後4時(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社

AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

福岡支店

〒810-0041 福岡市中央区大名2-4-35 AIG福岡ビル

TEL:092-718-7000

受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)